

令和5年度

第1回上尾市学校給食運営委員会

議題資料

## (1) 令和4年度小・中学校給食運営委員会審議概要について

### 1 運営委員会

#### 小学校

	月 日	内 容
第1回	5/16 (月)	(1)令和3年度小学校給食運営委員会審議概要について (2)令和3年度小学校給食運営状況について (3)令和3年度小学校給食費未納状況について (4)令和4年度小学校給食実施計画について (5)令和4年度献立・物資・指導委員会運営方針について
第2回	書面審議	(1)小学校給食費取扱い基準 (案)
第3回	10/21 (金)	(1)小学校給食運営状況(令和4年度1学期末現在)について (2)各年度別小学校給食費未納状況一覧表(令和4年度1学期末現在) (3)今後の給食提供方式について ・小学校給食の現状と課題 ・現在実施している自校方式の定性的評価 ・各委員からの給食提供方式についての意見徴収(第4回議題内容) (その他) ・令和5年度小学校給食実施計画表 (案) について ・学校給食費の改定について
第4回	11/11 (金)	(1)学校給食費の改定について ・小学校給食費取扱い基準 (案) ・新旧対応表 (2)令和5年度小学校給食実施計画表 (案) について (3)給食提供方式について ・各提供方式の説明 ・各給食提供方式のメリット・デメリット用語説明 ・埼玉県内市町村給食提供方式採用状況 ・各給食提供方式のメリット・デメリット ・給食提供方式別概算費用 ・親子方式のコストについて
第5回	11/22 (火)	(1)令和5年度小学校給食費の改定について ・埼玉県内自治体学校給食費比較表 (2)令和5年度小学校給食実施計画表 (案) について
第6回	2/7 (火)	(1)令和5年度小学校給食年間実施計画表(案)について (2)令和4年度献立・物資・指導委員会運営活動報告及び令和5年度運営活動方針について (3)令和4年度2学期末 小学校給食運営状況について (4)令和4年度2学期末小学校給食費未納状況等一覧表について (5)新入学児童の練習給食の実施回数について

中学校

	月 日	内 容
第1回	6/13 (月)	(1)委嘱・任命書の交付(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から席上交付) (2)令和3年度給食事業報告及び給食費収支決算報告 (3)令和4年度給食事業計画(案)。
第2回	書面審議	(1)中学校給食費取扱い基準(案)
第3回	10/27 (木)	(1)今後の給食提供方式 ・中学校給食の現状と課題 ・学校給食に関するアンケート実施概要 ・各方式のメリット・デメリット (その他) ・令和5年度中学校給食実施計画(案) ・学校給食費の改定
第4回	11/15 (火)	(1)令和4年度一学期給食事業報告及び給食費収入支出報告 (2)学校給食費の改定 ・中学校給食費取扱い基準(案) (3)令和5年度中学校給食実施計画(案) (4)給食提供方式 ・各提供方式の説明 ・各給食提供方式のメリット・デメリット用語説明 ・埼玉県内市町村給食提供方式採用状況 ・各給食提供方式のメリット・デメリット ・給食提供方式別概算費用 ・親子方式のコスト
第5回	11/22 (火)	(1)令和5年度中学校給食費の改定 ・埼玉県内自治体学校給食費比較表 (2)令和5年度中学校給食実施計画(案)
第6回	2/14 (火)	(1)令和4年度二学期給食事業報告及び給食費収入支出報告

## (2) 令和4年度小・中学校給食運営状況について

### 1. 給食費、実施回数等について

#### 小学校

給食費	<p>(1) 児童の給食費            月額／4,300円(4～7月、10～3月)            5,300円(9月「8月の4日分を含める」)            年間／48,300円            1食単価／250円</p> <p>(2) 教職員等の給食費            月額／4,650円(7月、10月～12月) 4,750円(令和5年1月～3月) 5,730円(9月「8月の4日分を含める」)            270円(7月～12月)、280円(令和5年1月～3月)</p> <p>※参考            (H10年度～ 月額3,900円・1食単価230円・年間42,900円)            (H26年度～ 月額4,300円・1食単価250円・年間48,300円)</p>
実施回数	<p>4,108回⇒1校あたり186.7回            ※参考 R3年度 4,207回⇒1校あたり191.22回</p>
年間給食数 (延食数)	<p>2,058,656食            ⇒1校あたり93,575食・最大校176,953食・最少校27,490食            ※参考 R3年度 2,244,575食            ⇒1校あたり102,026食・最大校186,145食・最少校29,521食</p>
平均給食数 (1校1回あたり)	<p>501.1食            ※参考 R3年度 533.5食</p>

#### 中学校

給食費	<p>(1) 生徒の給食費            月額／5,200円(4月～7月、10月～3月)            6,440円(9月「8月の4日分を含める」)            年間／58,440円            1食単価／310円</p> <p>(2) 教職員等の給食費            月額／5,460円(7月、10月～12月) 5,660円(1月～3月)            6,780円(9月「8月の4日分を含める」)            330円(7月～12月)、340円(1月～3月)</p> <p>※参考            (H10年度～ 月額4,500円・1食単価270円・年間49,500円)            (H26年度～ 月額5,200円・1食単価310円・年間58,440円)</p>
実施回数	<p>2,006回⇒1校当たり182.36回            ※参考 R3年度 2,044回⇒1校あたり185.73回</p>
年間給食数 (配缶数)	<p>1,050,591食            ⇒1校あたり95,508食・最大校163,126食・最少校35,838食            ※参考 R3年度 1,100,225食            ⇒1校あたり100,020食・最大校173,430食・最少校39,937食</p>
平均給食数 (1校1回あたり)	<p>519.1食            ※参考 R3年度 534.9食</p>

## 2. 運営状況について

### ①運営費用の概算（市立 22 小学校合計）

歳入合計	620,313,227 円⇒1 校あたり 28,196,056 円 ※参考 R3 年度 587,741,805 円⇒1 校あたり 26,715,537 円
歳出合計	619,644,948 円⇒1 校あたり 28,165,679 円 ※参考 R3 年度 570,698,732 円⇒1 校あたり 25,940,851 円
寄付額合計(見込)	592,702 円⇒1 校あたり 26,941 円 ※参考 R3 年度 17,043,073 円⇒1 校あたり 774,685 円

※歳入合計額には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した上尾市学校給食食材費高騰対策事業交付金（1 回目 32,949,144 円、2 回目 3,506,084 円の合計 36,455,228 円）を含む。

### ②運営費用の概算（市立 11 中学校合計）

歳入合計	365,126,134 円⇒1 校あたり 33,193,285 円 ※参考 R3 年度 352,347,688 円⇒1 校あたり 32,031,608 円
歳出合計	365,090,289 円⇒1 校あたり 33,190,026 円 ※参考 R3 年度 350,100,451 円⇒1 校あたり 31,827,314 円
寄付額合計(見込)	35,845 円⇒1 校あたり 3,259 円 ※参考 R2 年度 2,247,237 円⇒1 校あたり 204,294 円

※歳入合計額には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した上尾市学校給食食材費高騰対策事業交付金（1 回目 12,169,629 円、2 回目 3,433,209 円の合計 15,602,838 円）を含む。

## （3）令和 4 年度小・中学校給食費未納状況等について

### 小学校

(R5.3.31 時点)

年度	R3 年度末 未納額	R4 年度中 納付額	R4 年度末 未納額	納付率	R4 年度末 未納人数	歳入見込額	未納率
H30	121,700 円	12,500 円	109,200 円	10.27%	4 人	591,035,586 円	0.02%
R1	88,000 円	44,000 円	44,000 円	50.00%	1 人	527,134,231 円	0.01%
R2	406,750 円	392,600 円	14,150 円	96.52%	8 人	506,821,836 円	0.00%
R3	668,988 円	516,895 円	152,093 円	77.27%	12 人	566,934,762 円	0.03%
R4			688,257 円		43 人	601,693,284 円	0.11%
合計			1,007,700 円		68 人		

### 中学校

(R5.3.31 時点)

年度	R3 年度末 未納額	R4 年度中 納付額	R4 年度末 未納額	納付率	R4 年度末 未納人数	歳入見込額	未納率
H30	170,670 円	0 円	170,670 円	0%	5 人	350,542,480 円	0.05%
R1	18,320 円	0 円	18,320 円	0%	1 人	317,849,446 円	0.01%
R2	53,382 円	53,382 円	0 円	100%	0 人	274,568,051 円	0%
R3	352,380 円	302,923 円	49,457 円	85.96%	3 人	345,106,960 円	0.01%
R4			872,000 円		33 人	356,400,878 円	0.24%
合計			1,110,447 円		42 人		

# 令和5年度 小学校給食実施計画表

日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月								
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
1	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
2	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
3	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
4	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
5	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
6	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
7	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
8	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
9	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
10	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
11	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
12	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
13	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
14	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
15	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
16	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
17	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
18	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
19	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
20	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
21	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
22	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
23	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
24	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
25	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
26	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
27	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
28	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
29	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
30	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
31	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	12回	20回	21回	10回	3回	20回	21回	10回	3回	20回	21回	10回	3回	20回	21回	10回	3回	20回	21回	10回	3回	20回	21回	10回	3回	20回	21回	10回	3回	20回	21回

☆ 他会議等：県・学校栄養士研究会(5月頃)/物資全体会議(5月頃)/栄養士夏季研修会(8月頃)

※ 献立作成数…185回分

※ 給食が実施できる回数…182回(献立作成数から、開校記念日・運動会・校外学習などの3回を除いた回数で、月曜から金曜までの給食実施回数です。)

※ 新入学児童の練習給食回数…2回(1回目 牛乳のみ 2回目 パン・牛乳)



## (5) 令和5年度小・中学校各専門委員会の実施回数について

### 小・中学校献立専門委員会

小学校	年間実施回数11回（予定）
中学校	年間実施回数 9回（予定）

### 小・中学校物資専門委員会

小学校	年間実施回数11回（予定）
中学校	年間実施回数10回（予定）

### 小中学校指導専門委員会

小中学校	年間実施回数4回（予定）
------	--------------

※小中学校指導専門委員会は、令和5年度から統合され小学校と中学校で合同での実施となります。小・中学校献立専門委員会と小・中学校物資専門委員会は例年どおり小学校と中学校で別々に実施をしていきます。



令和5年度上尾市小中学校給食専門委員会名簿

小学校献立専門委員会

職名	氏名	学校名
校長	黒木 康文	東町小
教頭	刀根 理恵子	大石小
給食主任	風間 友貴	大石小
給食主任	鈴木 恵	原市小
給食主任	森 久美子	上平小
栄養教諭	石井 怜美	原市小
栄養教諭	山本 陽美	大石小
栄養教諭	長岡 有紀	上尾小
学校栄養職員	山下 慶子	中央小
学校栄養職員	岡田 祥代	芝川小
学校栄養職員	富田 有麻	東町小
学校栄養職員	石田 桃子	西小
調理員	菊地 琴文	大谷小
調理員	新井 未伸美	上尾小
調理員	鈴木 綾子	平方北小
PTA	鴨志田 春菜	今泉小
PTA	小澤 由樹子	今泉小

小学校校物資専門委員会

職名	氏名	学校名
校長	清水 典子	上平北小
教頭	興野 邦孝	西小
給食主任	吉峯 和輝	平方北小
給食主任	森山 久美	大石北小
給食主任	金子 由美恵	上平北小
栄養教諭	野村 菜美	大谷小
栄養教諭	佐藤 博子	富士原小
栄養教諭	木村 麻紀子	大石北小
学校栄養職員	増田 陽葉子	東小
学校栄養職員	山田 聡美	原市南小
学校栄養職員	高橋 真樹子	今泉小
調理員	金子 弥生	原市南小
調理員	小山 優子	平方東小
PTA	中村 優紀	大石北小
PTA	長澤 恵美子	大石北小

中学校献立専門委員会

職名	氏名	学校名
校長	酒井 一昭	大谷中
教頭	山本 幸年	東中
給食主任	大野 春花	上尾中
給食主任	中澤 理恵子	西中
給食主任	木原 洋子	瓦葺中
栄養教諭	湯浅 裕利子	上平中/共同調理場
栄養教諭	大野 里香	東中/共同調理場
栄養士	荒井 幸子	共同調理場

中学校校物資専門委員会

職名	氏名	学校名
校長	宮田 純生	西中
教頭	吉澤 仁	上尾中
給食主任	上原 敏子	東中
給食主任	武田 友紀子	南中
給食主任	坂巻 彩加	大谷中
栄養教諭	湯浅 裕利子	上平中/共同調理場
栄養教諭	大野 里香	東中/共同調理場
栄養士	佐藤 悦代	共同調理場

小中学校指導専門委員会

職名	氏名	学校名
校長	勝 雄一	大石南小
教頭	千野 智久	大谷小
給食主任	福田 実樹	上尾小
給食主任	中山 美帆子	中央小
給食主任	本多 良子	大谷小
給食主任	黒尾 純一	平方小
給食主任	風間 友貴	大石小
給食主任	鈴木 恵	原市小
給食主任	森 久美子	上平小
給食主任	熊野 さやか	富士見小
給食主任	齋藤 礼乃	尾山台小
給食主任	佐々木 知子	東小
給食主任	岡村 愛生	大石南小
給食主任	吉池 純一	平方東小
給食主任	◎ 新井 裕美	原市南小
給食主任	藤田 奈々	鴨川小
給食主任	相澤 弓子	芝川小
給食主任	中谷 祥恵	瓦葺小
給食主任	菅沼 直美	今泉小
給食主任	宮城 朋代	西小
給食主任	熊谷 みずほ	東町小
給食主任	吉峯 和輝	平方北小
給食主任	森山 久美	大石北小
給食主任	金子 由美恵	上平北小
給食主任	大野 春花	上尾中
給食主任	河合 弘樹	太平中
給食主任	○ 村上 未貴	大石中
給食主任	宮下 香代	原市中
給食主任	中岫 言葉	上平中
給食主任	中澤 理恵子	西中
給食主任	上原 敏子	東中
給食主任	吉田 詩織	大石南中
給食主任	木原 洋子	瓦葺中
給食主任	武田 友紀子	南中
給食主任	坂巻 彩加	大谷中
栄養教諭	山本 陽美	大石小
栄養教諭	岡田 祥代	芝川小

◎ 指導部長 ○ 指導部副部長

上尾市学校給食運営委員会条例をここに公布する。

令和5年3月24日

上尾市長 畠山 稔

### 上尾市条例第3号

#### 上尾市学校給食運営委員会条例

##### (設置)

第1条 上尾市立小学校及び中学校（第3条第2項において「学校」という。）における学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。次条において同じ。）を適正に運営するため、上尾市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校給食の実施に関する計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食の運営に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

##### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校の校長を代表する者
- (2) 学校に在学する児童又は生徒の保護者を代表する者
- (3) 学校の学校医を代表する者
- (4) 学校の学校薬剤師を代表する者
- (5) 本市を所管する保健所の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第54号を次のように改める。

(54) 学校給食運営委員会委員

別表第1の54の項を次のように改める。

54	学校給食運営委員会	
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

(上尾市立中学校給食共同調理場条例の一部改正)

3 上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

(上尾市立中学校給食共同調理場条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、現に上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会の委員である者の任期は、前項の規定による改正前の上尾市立中学校給食共同調理場条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

上尾市立中学校給食共同調理場条例

〔平成4年12月24日  
条例第35号〕

(設置)

第1条 上尾市立中学校の学校給食に係る調理業務等処理するため、上尾市立中学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を上尾市大字上尾村476番地1に設置する。

(業務)

第2条 共同調理場は、学校給食の調理及び運搬その他学校給食に必要な業務を行う。

(職員)

第3条 共同調理場に所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成5年3月31日までの間に委嘱され、又は任命された運営委員会の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成8年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 上尾市学校給食専門委員会設置要綱

〔令和5年3月31日〕  
教育長決裁

### (設置)

第1条 上尾市立小学校（以下単に「小学校」という。）及び上尾市立中学校（以下単に「中学校」という。）における学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。第3条及び別表において同じ。）を円滑に運営し、及び推進するため、上尾市学校給食専門委員会として次に掲げる専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

- (1) 小学校献立専門委員会
- (2) 小学校物資専門委員会
- (3) 中学校献立専門委員会
- (4) 中学校物資専門委員会
- (5) 小中学校指導専門委員会

### (定義)

第2条 この要綱において「小学校栄養職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条各号列記以外の部分に規定する学校栄養職員に該当する者であって、かつ、小学校に置かれるものをいう。

2 この要綱において「中学校栄養職員」とは、市町村立学校職員給与負担法第1条各号列記以外の部分に規定する学校栄養職員に該当する者であって、かつ、中学校に置かれるものをいう。

### (所掌事務)

第3条 専門委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 小学校献立専門委員会 小学校の学校給食に係る献立の作成並びに新しい献立及び製品の研究に関すること。
- (2) 小学校物資専門委員会 小学校の学校給食に係る物資の納入業者の選定並びに物資の選定及び購入に関すること。

- (3) 中学校献立専門委員会 中学校の学校給食に係る献立の作成並びに新しい献立及び製品の研究に関すること。
- (4) 中学校物資専門委員会 中学校の学校給食に係る物資の納入業者の選定並びに物資の選定及び購入に関すること。
- (5) 小中学校指導専門委員会 小学校及び中学校の学校給食に係る指導その他学校給食の調査研究に関すること。

(組織)

第4条 専門委員会は、別表の左欄に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者のうちから教育長が指名する者をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 専門委員会に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある委員をもって充てる。

(1) 小学校献立専門委員会、小学校物資専門委員会及び小中学校指導専門委員会 小学校の校長

(2) 中学校献立専門委員会及び中学校物資専門委員会 中学校の校長

3 副委員長は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある委員をもって充てる。

(1) 小学校献立専門委員会及び小学校物資専門委員会 小学校の教頭

(2) 中学校献立専門委員会及び中学校物資専門委員会 中学校の教頭

(3) 小中学校指導専門委員会 中学校の校長

4 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会の会議は、それぞれ当該専門委員会の委員長が招集し、

その議長となる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 専門委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、小学校献立専門委員会、小学校物資専門委員会及び小中学校指導専門委員会にあつては教育委員会事務局学校教育部学校保健課において、中学校献立専門委員会及び中学校物資専門委員会にあつては教育委員会事務局学校教育部中学校給食共同調理場（別表において「共同調理場」という。）において、それぞれ処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、それぞれ当該専門委員会の委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市立中学校給食専門部会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 上尾市立中学校給食専門部会設置要綱（平成4年12月28日教育長決裁）

(2) 上尾市立小学校給食専門委員会設置要綱（平成5年1月8日教育長決裁）

(3) 上尾市立小学校給食運営委員会設置要綱（平成5年1月8日教育長決裁）

(上尾市立中学校給食専門部会設置要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の上尾市立中学校給食専門部会設置要綱第1条の規定に基づき設置された専門部会の委員である者の任期は、同要綱第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。



別表（第4条関係）

<p>小学校献立専門委員会</p>	<p>(1) 小学校の校長の職にある者（1人）                  (2) 小学校の教頭の職にある者（1人）                  (3) 小学校の教諭の職にある者であって、                  学校給食に関する校務を担当するもの                  （3人）                  (4) 小学校の栄養教諭の職にある者又は小                  学校栄養職員（7人以内）                  (5) 小学校の給食調理員の職にある者（3                  人）</p>
<p>小学校物資専門委員会</p>	<p>(1) 小学校の校長の職にある者（1人）                  (2) 小学校の教頭の職にある者（1人）                  (3) 小学校の教諭の職にある者であって、                  学校給食に関する校務を担当するもの                  （3人）                  (4) 小学校の栄養教諭の職にある者又は小                  学校栄養職員（7人以内）                  (5) 小学校の給食調理員の職にある者（2                  人）</p>
<p>中学校献立専門委員会</p>	<p>(1) 中学校の校長の職にある者（1人）                  (2) 中学校の教頭の職にある者（1人）                  (3) 中学校の教諭の職にある者であって、                  学校給食に関する校務を担当するもの                  （3人）                  (4) 中学校の栄養教諭の職にある者又は中                  学校栄養職員（2人）                  (5) 共同調理場の栄養士の職にある者（1                  人）</p>
<p>中学校物資専門委員会</p>	<p>(1) 中学校の校長の職にある者（1人）                  (2) 中学校の教頭の職にある者（1人）</p>

	<p>(3) 中学校の教諭の職にある者であって、学校給食に関する校務を担当するもの（3人）</p> <p>(4) 中学校の栄養教諭の職にある者又は中学校栄養職員（2人）</p> <p>(5) 共同調理場の栄養士の職にある者（1人）</p>
小中学校指導専門委員会	<p>(1) 小学校の校長の職にある者（1人）</p> <p>(2) 中学校の校長の職にある者（1人）</p> <p>(3) 小学校の教諭の職にある者であって、学校給食に関する校務を担当するもの（22人）</p> <p>(4) 中学校の教諭の職にある者であって、学校給食に関する校務を担当するもの（11人）</p> <p>(5) 小学校の栄養教諭の職にある者又は小学校栄養職員（2人）</p> <p>(6) 中学校の栄養教諭の職にある者又は中学校栄養職員（2人）</p>

上尾市学校給食実施規則をここに公布する。

令和5年3月24日

上尾市教育委員会

教育長

上尾市教育委員会規則第4号

上尾市学校給食実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市立学校における学校給食の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 上尾市立学校設置条例（昭和39年上尾市条例第11号）第2条に規定する小学校（第4号及び第5条第1項から第3項までにおいて「小学校」という。）及び中学校（上尾市立東中学校向原分校を除く。第4号及び第5条第1項から第3項までにおいて「中学校」という。）をいう。
- (2) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食その他市立学校において実施される給食をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 学校給食費負担者 保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。第4条第1項及び第9条第1項において同じ。）その他学校給食を受ける者（小学校に在学する児童及び中学校に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）を除く。）をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、児童生徒、市立学校の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。）その他の学校給食を実施する必要がある者に対し、学校給食を実施するものとする。

- 2 一の年度における学校給食の実施の期間及び回数は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が上尾市学校給食運営委員会（上尾市学

校給食運営委員会条例（令和5年上尾市条例第3号）第1条の規定に基づき設置された上尾市学校給食運営委員会をいう。）の意見を聴いて定めるものとする。

（学校給食費の徴収）

第4条 教育委員会は、学校給食費負担者から学校給食費（学校給食費負担者が保護者以外の者である場合にあっては、学校給食費に相当する経費。以下同じ。）を徴収する。

2 前項の場合において、8月分に係る学校給食費は、9月分に係る学校給食費として徴収する。

（学校給食費の額）

第5条 学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 小学校に係る学校給食費負担者 月額4,300円（9月分に係る学校給食費にあっては、月額5,300円）

(2) 中学校に係る学校給食費負担者 月額5,200円（9月分に係る学校給食費にあっては、月額6,440円）

2 前項の規定にかかわらず、学校給食費の額は、次のいずれかに該当するときその他教育委員会が必要と認めるときは、日割りによって計算する。

(1) 児童生徒が死亡し、又は転出し、若しくは転入したとき。

(2) 傷病、食物アレルギー等を理由として学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。

(3) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業により学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。

(4) 小学校の第1学年の4月分又は中学校の第3学年の3月分に係る学校給食費を徴収するとき。

(5) 第3条第1項に規定する者（児童生徒を除く。）であって、日割りによる計算により学校給食費を徴収することが適当であると教育委員会が認めるものであるとき。

3 前項の場合における学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 小学校に係る学校給食費負担者 日額270円

(2) 中学校に係る学校給食費負担者 日額310円

4 前2項の規定により日割りによって計算した学校給食費の額が第1項各号に定める額を超える場合における学校給食費の額は、同項各号に定める額とする。

(学校給食費の納入)

第6条 学校給食費負担者は、教育委員会が指定する日までに前月分に係る学校給食費を市に納入するものとする。

(学校給食の停止及び再開)

第7条 学校給食費負担者は、次のいずれかに該当するときは、上尾市学校給食停止(再開)届(第1号様式)により、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 死亡、転出等を理由として学校給食を受けることができないとき。
- (2) 傷病、食物アレルギー等を理由として学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。
- (3) 傷病からの回復等を理由として次項の規定により停止した学校給食の再開を希望するとき。

2 教育委員会は、前項(第3号を除く。)の規定による届出があったときは、当該届出をした学校給食費負担者に係る学校給食を停止するものとする。

3 教育委員会は、第1項(第3号に限る。)の規定による届出があったときは、当該届出をした学校給食費負担者に係る学校給食を再開するものとする。

(学校給食の中止)

第8条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

- (1) 学校給食の実施により、児童生徒の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- (2) 感染症、大規模災害その他の事由により学校給食を安全に実施することが困難であるとき。
- (3) その他学校給食を実施することが困難又は不適當であると教育委員会が認めるとき。

(学校給食費の還付)

第9条 教育委員会は、児童生徒が食物アレルギーその他の理由により牛乳

を摂取することができないときは、当該児童生徒の保護者に対し、当該牛乳に係る学校給食費に相当する額を還付するものとする。

- 2 教育委員会は、前条の規定により学校給食を中止した場合において、当該中止の期間における学校給食実施予定日数（学校給食費の実施を予定していた日数をいう。以下この項において同じ。）が5日を超えたときは、当該学校給食費負担者に対し、当該中止の期間の属する月分の学校給食費の額の範囲内において当該中止の期間における6日目以降の学校給食実施予定日数に係る学校給食費に相当する額を還付するものとする。この場合において、当該還付の額は、当該中止の期間における6日目以降の学校給食実施予定日数に第5条第3項各号に定める額を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定に該当する場合のほか、教育委員会は、過誤納に係る学校給食費があるときは、当該学校給食費負担者に対し、当該学校給食費に相当する額を還付するものとする。
- 4 教育委員会は、前3項の規定により学校給食費に相当する額を還付するときは、上尾市学校給食費還付通知書（第2号様式）により、その旨を当該学校給食費負担者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第3条第2項の規定は、令和5年度における学校給食の実施については、適用しない。
- 3 この規則の施行前に市立学校の校長がした学校給食の停止は、この規則の施行後は、第7条第2項の規定により教育委員会がした学校給食の停止とみなす。

（上尾市立中学校給食共同調理場管理規則等の廃止）

- 4 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 上尾市立中学校給食共同調理場管理規則（平成4年上尾市教育委員会規則第14号）

- (2) 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会規則（平成4年上尾市教育委員会規則第15号）

# 上尾市学校給食費取扱基準

（ 令和 5 年 3 月 3 1 日 ）  
教 育 長 決 裁

上尾市学校給食実施規則（令和5年上尾市教育委員会規則第4号）第10条の規定に基づき、学校給食費の取扱いに関し必要な事項を次のように定める。

## 1 学校給食費

### （1）小学校給食費

月額／4，300円（4月～7月、10月～3月）

5，300円（9月（8月分に係る学校給食費を含む。））

徴収・返金のための1食単価 270円

### （2）中学校給食費

月額／5，200円（4月～7月、10月～3月）

6，440円（9月（8月分に係る学校給食費を含む。））

徴収・返金のための1食単価 310円

### （3）牛乳だけの給食

食物アレルギー対応指針に基づき、牛乳だけの給食を実施が必要な場合は、牛乳代だけの金額とする。その際、保護者は上尾市学校給食停止（再開）届（上尾市学校給食実施規則第1号様式。以下「第1号様式」という。）を学校へ提出し、学校は学校保健課に提出する。

牛乳代（消費税を含む。）×飲用した回数＝徴収額（1円未満切り捨て）

## 2 転入・転出・欠食等の取扱い

### （1）転入の場合

転入月の給食費は、その月の給食実施初日から喫食する場合は月額を徴収し、途中から喫食する場合は1食単価×喫食日数＝徴収額（月額を限度とする）とする。翌月からは、月額を徴収する。

### （2）転出の場合

保護者は第1号様式を学校保健課に提出する。学校保健課は学校に返



金額の報告依頼を行い、保護者が指定する口座に振り込む手順を行う。

月額 - (1食単価 × 喫食日数) = 返金額

(3) 長期欠席（不登校を含む。）・出席停止の場合（連続6食以上）

保護者は第1号様式を学校へ提出し、学校は学校保健課に提出する。

① 1食単価 × (休んで食べなかった食数 - 5食) = 返金額（月額を限度とする。）

ただし、給食を停止する日の6日前（休日を除く。）までに第1号様式を提出した場合は、1食単価 × 休んで食べなかった食数 = 返金額（月額を限度とする。）とする。

② 長期欠席後の喫食再開の場合は、保護者は第1号様式を学校保健課（担任⇒給食事務担当者⇒学校保健課）へ提出し、給食費は転入と同様に計算する。

上記以外の欠食については、給食費を還付することなく、食材に還元するものとする。

※ 不登校児童生徒については、保護者と相談し、給食停止する場合には、保護者からの第1号様式を必要とする。（担任⇒給食事務担当者⇒学校保健課）

(4) 学級閉鎖の場合

1回の閉鎖措置が5日（休日を除く。）を超える場合、6日目以降について返金する。

1食単価 × (学級閉鎖した日数 - 5日) = 返金額

(5) 食物アレルギー対応方針に基づく給食停止及び牛乳停止の場合

学校生活管理指導表の提出により、学校給食を停止する場合、保護者は第1号様式を学校に提出し、学校は学校保健課に提出する。

1食単価 × (食べない食数 - 5食) = 返金額（月額を限度とする。）

ただし、給食を停止する日の6日前（休日を除く。）までに第1号様式を提出した場合は、1食単価 × 食べない食数 = 返金額（月額を限度とする。）とする。

医師の診断書に基づき、牛乳を飲用できない場合、保護者は第1号様式を学校に提出し、学校は学校保健課に提出する。児童生徒に対しては牛乳代金を返金する。牛乳代金の返金は、埼玉県学校給食会と契約した

単価により積算した額とする。

牛乳代（消費税は含む。）×（除去した回数－1回）＝返金額（1円未満切り捨て）

ただし、牛乳を停止する日の2日前（休日を除く。）までに第1号様式を提出した場合は、牛乳代（消費税は含む。）×除去した回数＝返金額（1円未満切り捨て）とする。

(6) 小学校1年生4月分給食費

1年生の4月分給食費は、4月の喫食日数に応じて徴収する。

1食単価×喫食日数＋練習給食代＝徴収額

(7) 中学校3年生3月分給食費

3年生の3月分の給食費は、卒業式以降の給食回数分を差し引いた額を徴収する。

(8) 特別支援学級生徒（中学生）の減額

特別支援学級の生徒（中学生）が職場体験で給食を停止した場合は、停止期間の全日数を減額対象とする。

(9) 非常勤講師等（図書支援員、アップースマイルサポーター等）の給食費

非常勤講師等の給食費は、原則として喫食日数分を徴収する。ただし、継続して常勤職員と同様の形態で勤務する場合は月額とする。（集金方法を月ごとに変えることはできない。）

(10) 初任者指導教諭及び教育実習生の給食費

初任者指導教諭及び教育実習生の給食費は、1食単価×喫食日数＝徴収額とする。

(11) ALTの代替人員の給食費

ALTが休暇等を取得する場合、その者が月額で給食費を支払っている場合は代替の人員からは給食費を徴収しない。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。